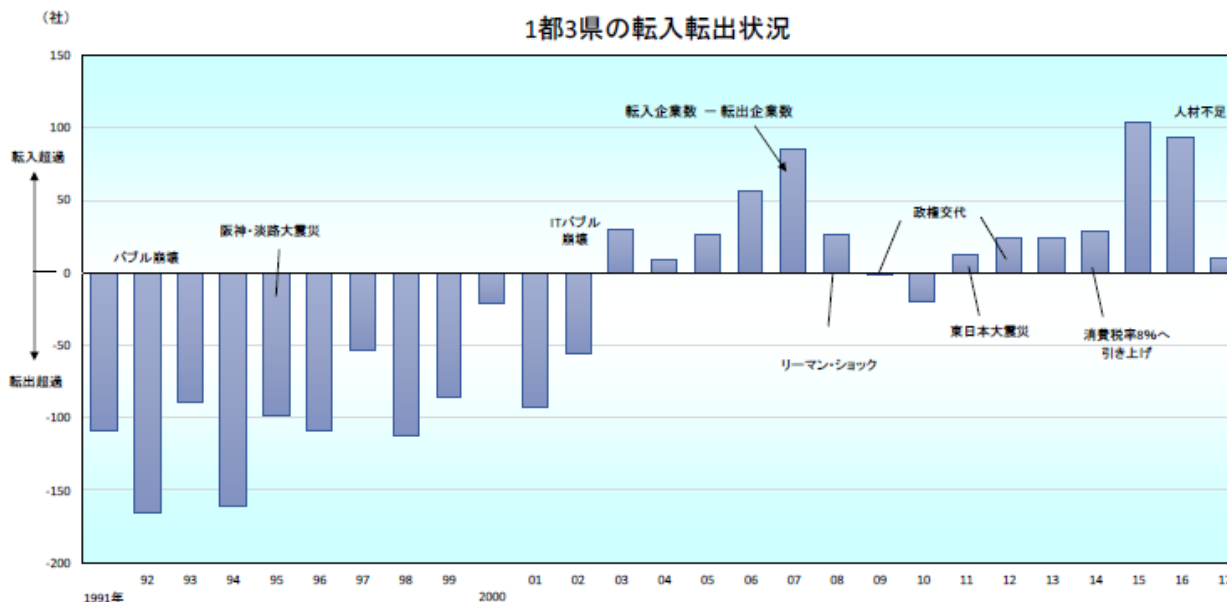


- 1991年から2002年までの間は転出超過。2003年以降はリーマンショック後の一時期を除き転入超過。
- 2017年の転出元は大阪府、愛知県等が上位。転出先は、茨城県、大阪府、愛知県の順となっている。



1都3県への転入元

	道府県	2017年		2016年		2015年	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
1	大阪府	67 ↓	23.2	(1) 75 ↑	24.2	(1) 67 ↑	22.4
2	愛知県	25 ↓	8.7	(2) 31 ↑	10.0	(3) 25 ↑	7.8
3	茨城県	17 ↓	5.9	(4) 19 ↓	6.1	(2) 17 ↑	5.1
4	静岡県	16 ↑	5.5	(5) 17 ↑	5.5	(5) 16 ↓	5.1
4	兵庫県	16 ↑	5.5	(8) 12 ↑	3.9	(13) 16 ↓	1.8
6	北海道	15 ↓	5.2	(3) 20 ↑	6.5	(7) 15 ↓	3.9
6	福岡県	15 ↑	5.2	(6) 16 ↓	5.2	(4) 15 ↑	5.4
8	群馬県	14 ↑	4.8	(8) 12 ↓	3.9	(6) 14 ↓	4.5
9	福島県	11 ↑	3.8	(15) 6 ↓	1.9	(12) 11 ↓	2.1
10	宮城県	10 ↓	3.5	(8) 12 ↑	3.9	(9) 10 ↑	3.3

※1 ()内は当年における転入元企業数の順位
 ※2 矢印は前年と比較した構成比の増減を表す

1都3県からの転出先

	道府県	2017年		2016年		2015年	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
1	茨城県	40 ↑	14.3	(1) 24 ↑	11.1	(2) 40 ↓	9.1
2	大阪府	39 ↑	14.0	(2) 21 ↑	9.7	(1) 39 ↓	9.5
3	愛知県	22 ↑	7.9	(4) 16 ↓	7.4	(4) 22 ↑	7.8
4	福岡県	18 ↑	6.5	(16) 4 ↓	1.8	(9) 18 ↓	3.9
5	静岡県	16 ↓	5.7	(3) 20 ↑	9.2	(7) 16 ↓	6.9
6	栃木県	14 ↑	5.0	(6) 10 ↓	4.6	(5) 14 ↑	7.4
7	北海道	11 ↑	3.9	(12) 7 ↓	3.2	(9) 11 ↑	3.9
8	京都府	10 ↑	3.6	(14) 6 ↑	2.8	(12) 10 ↓	2.2
9	山梨県	9 ↓	3.2	(11) 8 ↑	3.7	(12) 9 ↓	2.2
9	長野県	9 ↓	3.2	(8) 9 ↓	4.1	(5) 9 ↑	7.4

※1 ()内は当年における転出先企業数の順位
 ※2 矢印は前年と比較した構成比の増減を表す

※ 1都3県とは、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県等の4都県を指す。
 ※ 本社は、本社機能（事務所等）の所在する事業所を指し、商業登記の本店所在地と異なるケースがある。

本社機能移転の理由例

- ・災害リスク分散（東日本大震災を教訓としたBCP対応）
- ・人材確保等（地方で優れた人材を確保、従業員の生活環境向上 等）
- ・効率化、コスト軽減（既存施設の統廃合による効率化、賃料の低減）
- ・事業拡大、経営戦略上の理由（研究開発拠点等の拡大、営業機能の強化等）

企業名	業種	移転先	概要
A社	非鉄金属	大阪府	・東日本大震災を契機にBCP向上を目的として、大阪本社を設立。 ・これまで東京本社にしかなかった機能の一部を大阪に設置し、バックアップ体制を構築。
B社	機械	兵庫県	・大阪などに散在していた拠点を、工場の老朽化及び処理能力不足をきっかけに兵庫県に集約移転。同時に福利厚生施設等を充実。
C社	保険業	札幌市	・BCP、人材の確保などを目的としてバックアップオフィスを設置。
D社	非鉄金属	富山県	・もともと主力工場のある事業所へ本社機能の一部を移転。BCPの向上も目指す。 ・合わせて、化石燃料への依存を抑えた集合住宅や商業施設を一体的に整備。
E社	電気機器	宮城県	・リーマンショック、タイ洪水被害による業績悪化を背景にマザー工場のあった宮城県に本社移転。それに伴い、東京のオフィス賃借料は半減。
F社	薬品	兵庫県	・移転前の研究所の賃貸借契約終了に伴い、本社、研究機能を移転・集約。
G社	小売業	北海道	・北海道に多くの営業先を抱えていたことから、道内外との交通利便性を考慮して道央に本社屋を新設し、移転。
H社	電力	福岡県	・九州を中心に施設や取引先を有していたことから、管理部門を中心に本社機能を福岡に移転。 ・アジア地域への近接性、自然を感じながら都市的で事業がしやすい点から福岡に移転。

東京都内に本社機能を置く理由・置かない理由

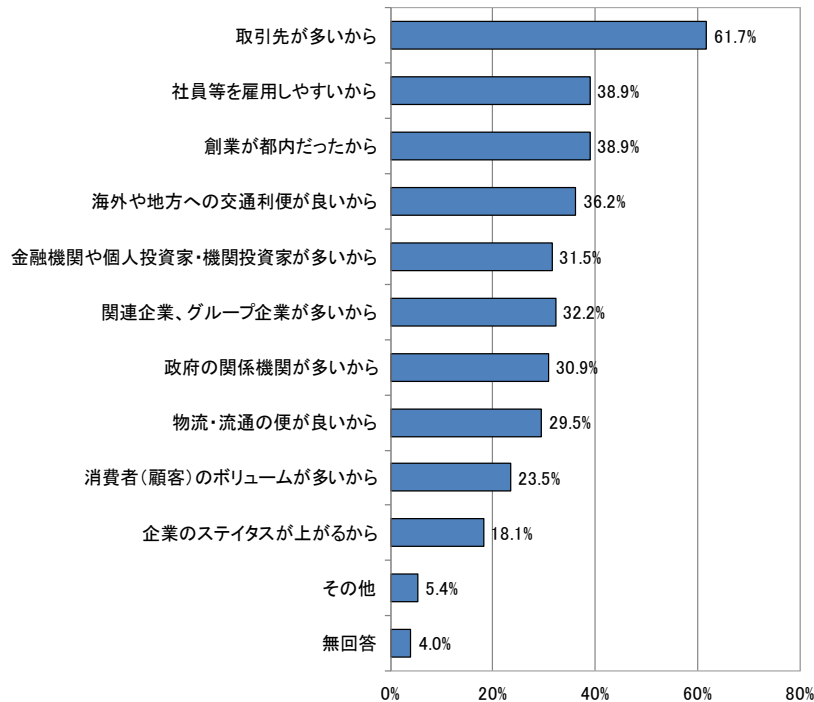
【東京都内に本社を置く理由】

取引先や採用、海外や地方の移動など、業務運営の利便性の高さが挙げられる。

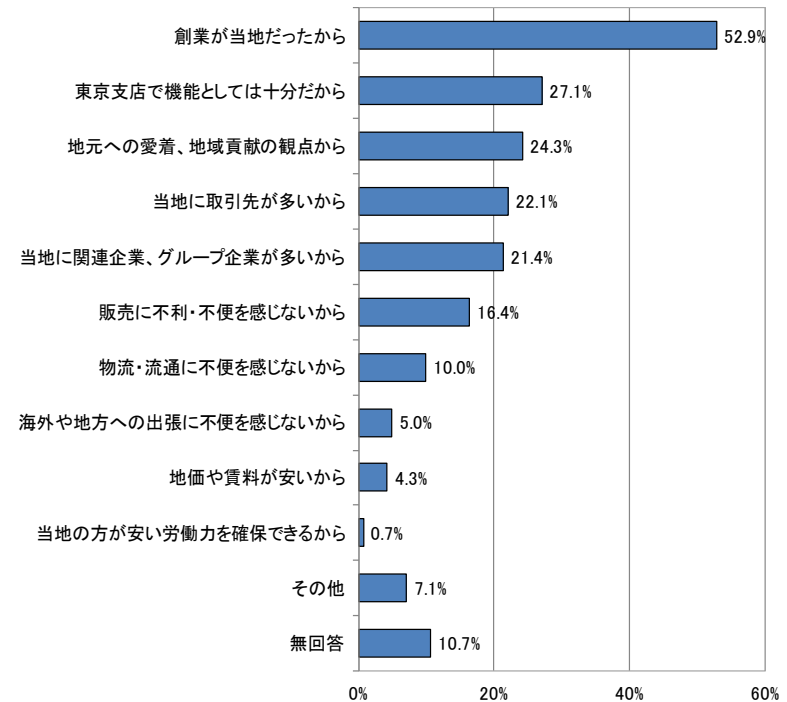
【東京都内に本社機能を置かない理由】

創業地取引先や関連企業が多いことが挙げられる。

東京に「本社等」を置く理由

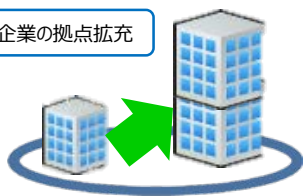


本社機能を東京都内に置かない理由



拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



地方にある企業の本社機能の強化を支援

地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)

認定要件: 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人)以上

対象施設: 事務所、研究所、研修所 + 工場内の研究開発施設

対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

支援対象外地域: 東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等

オフィス減税

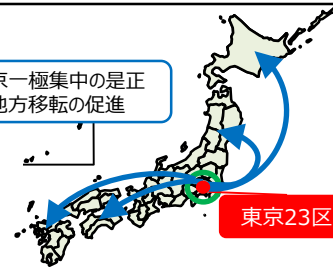
オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除4%又は特別償却15%**

措置対象: 建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件: 2,000万円(中小企業者1,000万円)

移転型

東京23区からの移転の場合、**拡充型よりも支援措置を深掘り**

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)

認定要件: 同左 + 従業員増加数に関する以下の転勤者要件

① 計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は

② 初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では1/4以上で可

対象施設: 同左

対象区域: 同左 + 小規模コア等の立地環境が整った中山間地域等

支援対象外地域: 東京圏の既成市街地等

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除7%又は特別償却25%**

措置対象: 同左

雇用促進税制(本則)

適用要件: ① 特定業務施設の雇用者増加数(非正規除く)が2人以上 ② 前年度から法人総給与額が法人全体の雇用増加率×20%以上増加 ③ 事業主都合の離職者なし

① 法人全体の雇用増加率が8%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大60万円(注)を税額控除**

② 雇用増加率が8%未満の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除

① 法人全体の雇用増加率が5%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大90万円(80万円*)**(注)を税額控除

《拡充型の1人当たり最大60万円(注)に、増加雇用者1人当たり30万円(20万円*)上乗せ》

* 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

② 上記①のうち上乗せ分は**最大3年間継続**

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用(法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用)

※ 雇用促進税制の上乗せ部分(30万円×3年=90万円)とオフィス減税は引き続き併用可

(注) 増加雇用者が転勤者及び非正規雇用者の場合は減額。新規雇用者の40%を超える非正規雇用者は対象外。

地方拠点強化税制の活用について

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略K P I

目標：企業の地方拠点における雇用者数を2020年までの5年間で4万人増加、そのために必要な地方拠点強化の件数を7,500件増加

2. 地域再生計画の認定状況（地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載したもの）

- ・ これまでに、国が全国で44道府県51計画を認定 ※未認定自治体：3都県(東京都、神奈川県、沖縄県)
- ・ 認定を受けた各道府県の地域再生計画における目標値の合計は次のとおり
【事業件数】1,403件（内訳：移転型事業280件、拡充型事業1,123件） 【雇用創出人数】11,560人

3. 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定状況

平成30年3月末現在として、4月15日までに都道府県から報告を受けた認定状況は次のとおり

- ・ 事業件数：218件（内訳 移転型事業19件、拡充型事業199件）
- ・ 雇用創出人数※：10,193人（内訳 移転型事業439人、拡充型事業9,754人）
（※）移転・拡充先となる特定業務施設における新規採用者数と他の事業所からの転勤者数の合計数

4. 地方拠点強化税制の適用実績（出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」）

- ・ 平成27年度：オフィス減税4件、雇用促進税制7件
- ・ 平成28年度：オフィス減税20件、雇用促進税制5件
※自治体の地域再生計画の認定、事業者の整備計画の認定、実際の設備投資等の後に、初めて税制が適用可能となるため、タイムラグが生じ、

実績が少なくなっている面がある)

企業の新規大卒採用の実態について

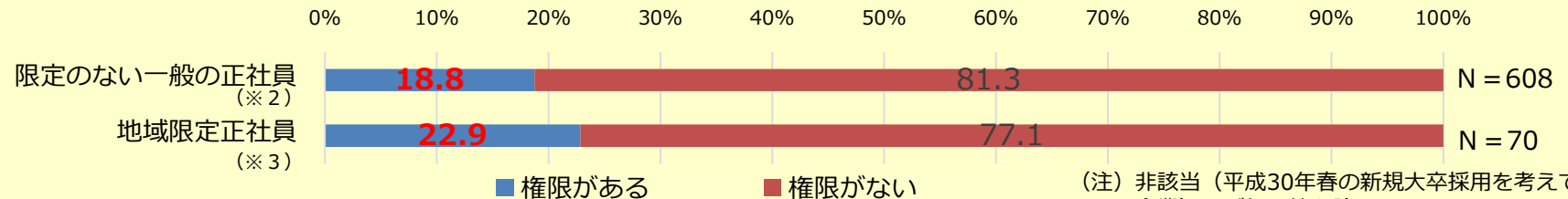
- 新規大卒採用を行っている「全国的に展開している企業（※1）」について見ると、
 - ・ 新規大卒採用で「地域限定正社員」を募集している割合は14.3%。
 - ・ 平成30年春の新規大卒採用において、「限定のない一般の正社員」の採用権限が地域拠点にある割合は18.8%、「地域限定正社員」の採用権限が地域拠点にある割合は22.9%。

（1）新規大卒採用で募集している雇用区分・雇用形態（複数回答可）

限定のない一般の正社員 （※2）	地域限定正社員 （※3）	職務限定正社員	勤務時間限定正社員	契約社員	無回答	
65.1%	14.3%	16.6%	1.0%	3.5%	7.9%	N = 935

（注）非該当（新規大卒採用を行っていない企業）を除く。

（2）平成30（2018）年春の新規大卒採用における地域拠点の採用権限



（注）非該当（平成30年春の新規大卒採用を考えていない企業）及び無回答を除く。

- （※1）「全国的に展開している企業」：本社（本店・本所）のある地域ブロック以外の地域に事業所（支社、支店、支所、営業所、工場等）を有する企業（地域ブロックは、北海道・東北、関東、甲信越・北陸、中部・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7ブロック）。
- （※2）「限定のない一般の正社員」：勤務地、職務、勤務時間の限定がされている正社員以外の正社員であり、管理職候補生に限定されていない。
- （※3）「地域限定正社員」：就業する地域が特定されているか一定の範囲内にあらかじめ決められている働き方の正社員。

<出典>（独）労働政策研究・研修機構「JILPT調査シリーズNo.179 企業の多様な採用に関する調査」（平成30年3月）

- ・ 調査対象：全国の常用労働者30人以上を雇用している民営法人のうち、農林漁業および公務を除く産業（業種）に属する20,000社。総務省「平成26年経済センサス基礎調査」の産業・従業者規模分布を参考にして、帝国データバンクの保有する企業データベースから産業・従業者規模別に抽出。
- ・ 調査期間：2017年7月11日～7月28日
- ・ 回収状況：回収数4,366（回収率：21.8%）